

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成21年8月13日

【四半期会計期間】 第10期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

【会社名】 株式会社アイフリーク

【英訳名】 I-FREEK INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永田 万里子

【本店の所在の場所】 福岡県福岡市中央区大名二丁目4番22号

【電話番号】 092(738)3800 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理グループ長 猪俣 英夫

【最寄りの連絡場所】 福岡県福岡市中央区大名二丁目4番22号

【電話番号】 092(738)3800 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理グループ長 猪俣 英夫

【縦覧に供する場所】 株式会社アイフリーク 東京支店
(東京都港区麻布十番一丁目10番10号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第9期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第10期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第9期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (千円)	487,550	914,923	3,314,768
経常利益又は経常損失 (千円)	48,110	9,303	88,595
四半期純利益又は四半期(当期)純損失(千円)	7,537	19,388	142,778
純資産額 (千円)	1,383,334	1,189,445	1,246,819
総資産額 (千円)	1,695,341	1,884,776	1,802,946
1株当たり純資産額 (円)	60,803.46	54,382.84	55,320.66
1株当たり四半期純利益又は四半期(当期)純損失(円)	331.79	891.34	6,415.49
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	327.44	-	-
自己資本比率 (%)	81.5	62.8	66.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	78,325	55,811	42,381
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	44,568	201,594	405,339
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	7,760	146,962	81,026
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	740,137	433,389	432,210
従業員数 (名)	86	116	115

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第9期及び第10期第1四半期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、当社は、平成21年4月7日に連結子会社である株式会社日本インターシステムの株式を追加取得し、完全子会社としております。

また、当社は、平成21年7月1日をもって連結子会社である株式会社フィール・ジーを吸収合併しており、平成21年5月22日開催の取締役会において平成21年11月1日をもって連結子会社である株式会社日本インターシステムを吸収合併することを決議し、同日合併契約書に調印しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	116[20]
---------	---------

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

2 臨時雇用者数は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を[]外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	95[19]
---------	--------

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

2 臨時雇用者数は、当第1四半期会計期間の平均人員を[]外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【販売の状況】

(1) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
モバイルコンテンツ事業	472,226	103.7
モバイルイノベーション事業	21,883	68.6
Eコマース事業	420,813	418,719.6
合計	914,923	187.7

(注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
(株)NTTドコモ	323,971	66.4	318,187	34.8

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性のあるリスクにつきましては、前連結会計年度における有価証券報告書「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載の事項から重要な変更はありません。また、経営戦略の現状と見通しにつきましても、現在のところ重要な変更事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間における、経営上の重要な契約等は次のとおりです。

(1) 子会社株式の追加取得（完全子会社化）

当社は、平成21年4月7日開催の取締役会におきまして、株式会社日本インターシステムの株式を追加取得することについて決議し、同月に取得いたしました。

株式取得の目的

当社は株式会社日本インターシステムに資本参加して以降、経営指導により業務改善を進め、着実に成果を上げてまいりました。今後更なる経営資源の効率的な利用及び管理コストの低減を図ることが重要との判断から、株式を追加取得することといたしました。

株式会社日本インターシステムの概要

商号 株式会社日本インターシステム
代表者 代表取締役 竹中光宏
所在地 東京都豊島区南大塚二丁目45番8号

株式の取得先

竹中光宏（株式会社日本インターシステム 代表取締役）

株式取得の時期

譲渡契約日 平成21年 4月17日

受渡日 平成21年 4月30日

取得株式数、取得価額、取得前後の所有株式の状況

取得前の所有株式数 320株 (所有割合 80.0%)

取得株式数 80株 (取得価額 72,500千円)

取得後の所有株式数 400株 (所有割合 100.0%)

なお、株式の取得価額は、第三者の鑑定評価に基づき決定しております。

(2) 株式会社日本インターシステム（連結子会社）との合併契約

世界的に経済環境が悪化していく中で、事業競争力を強化するためには、経営資源の効率化及び管理コストの低減を図ることが重要であるとの判断により、当社は、平成21年 5月22日開催の取締役会において、平成21年11月 1日をもって連結子会社である株式会社日本インターシステムを吸収合併することを決議し、同日合併契約書に調印いたしました。

合併契約の概要は以下のとおりであります。

合併の方法

当社を存続会社とし、株式会社日本インターシステムを消滅会社とする吸収合併方式。

合併対価の交付

合併対価の交付は行わない。

資本金及び資本準備金

合併により資本金及び資本準備金は増加しない。

合併の期日（効力発生日）

平成21年11月 1日（予定）

財産及び権利の引継ぎ

当社は平成21年 3月31日現在の株式会社日本インターシステムの貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において引き継ぐ。

相手会社の主な事業内容、規模(平成21年 3月期)

主な事業内容： Eコマースを活用した美容商材等の小売及び卸売他

売上高 1,690,487千円

当期純利益 24,538千円

純資産 191,109千円

総資産 379,651千円

従業員数 17名

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、世界的な金融恐慌以降下落が続いた株式市場において持ち直しの動きが見られたことや、為替相場においても急激な円高に歯止めがかかるなど、景気安定化への兆しが見え始めたものの、一方で企業の業績は悪化し、設備投資の抑制や雇用情勢の悪化および個人消費も低迷するなど、国内経済は依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、モバイル業界におきましては、携帯電話契約数が、平成21年6月末には前連結会計年度末比0.9%増の1億848万台となりました。また、高速かつ大容量データの通信が可能な第3世代(3G)及び第3.5世代(3.5G)対応の携帯電話契約数は、前連結会計年度末比2.4%増の1億207万台に達しております(携帯電話契約数は社団法人電気通信事業者協会調べ)。さらに、当社の主力事業であるデコメーションを含むモバイルコンテンツ市場は、平成20年12月末には前年比113%増の4,835億円、子会社が営むEコマース事業が属するモバイルコマース市場は、平成20年12月末には前年比119%増の8,689億円となっており、引き続き市場の拡大が見込まれております。これら両市場を合わせると、モバイルコンテンツ関連市場は1兆3,524億円の規模にまで成長しており、携帯電話はユーザーにとって、生活に欠かすことのできないツールとして、社会的にも重要なインフラとなっております(モバイルコンテンツ関連の市場規模はモバイル・コンテンツ・フォーラム調べ)。

このような環境において、当社では基幹事業のデコメーションサイトの充実を図りながら、総合コミュニケーションプロバイダーとして、「新しいモバイルコミュニケーション・ツールによる新しいライフスタイルの創造」をビジネスドメインに、新たな収益源の柱を構築すべく事業展開してまいりました。その一環として、平成21年4月にアニメーションのなめらかさを表現し、携帯電話端末の性能を最大限に活かした仕様である、デコメーションのヘビーユーザーをメインターゲットとした絵文字・チビデコ専門デコメーションサイト「はさんでキャラデコ」をオープン、平成21年6月には、シンプル&ナチュラル系テイストをテーマとした「ケータイをトータルコーディネートできる」ナチュラル系専門デコメーションサイト「ナチュラルデコ」をオープンし、更なるユーザー獲得を目指し展開いたしました。さらに、Eコマース事業では、モバイルコンテンツ事業の会員をEコマース事業へ送客する等のため、平成21年4月に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの公式サイトとして「デコメd eギフト」をオープンいたしました。

これらの新規サイトの増加及び積極的な広告宣伝費の先行投資等により、会員数を早期に増大させ、下期以降の収益を最大限に伸ばしていくことに注力した結果、当第1四半期連結会計期間は、前年同四半期と比較して増収減益となりました。

また、子会社である株式会社日本インターシステムにおいて、ポイント管理システムの見直しに伴い、利用規約を厳格に適用し、無効となったポイントに対するポイント引当金13,251千円をポイント引当金戻入額として特別利益に計上しております。さらに、平成21年9月の本社移転計画及び平成21年11月の東京支店移転計画に伴う固定資産臨時償却費11,816千円を特別損失に計上しております。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間における売上高は914,923千円(前年同四半期比87.7%増)、営業損失は15,962千円(前年同四半期は営業利益60,283千円)、経常損失は9,303千円(前年同四半期は経常利益48,110千円)、四半期純損失は19,388千円(前年同四半期は四半期純利益7,537千円)となりました。

セグメント別の業績の概況は、以下のとおりであります。

モバイルコンテンツ事業

モバイルコンテンツ事業におきましては、積極的かつ効果的な新規会員獲得手法の実施、退会抑止策の開発、また、多様なテイストの新規サイトをオープンし、ユーザー獲得を目指した結果、売上高は472,226千円(前年同四半期比3.7%増)、営業利益は15,791千円(前年同四半期比84.1%減)となりました。

また、当社グループが提供するコンテンツの素材制作を担っている独自のクリエイターネットワークサイト「CREPOS(クリポス)」の登録クリエイター数は、当第1四半期連結会計期間末において約5,500名(前連結会計年度末は約5,200名)、当社グループにおける総素材数は約158,000点(前連結会計年度末は約125,000点)となっており、ハイクオリティかつ人気の高い素材を安定的に

確保し、多様化するユーザーニーズに対応してまいりました。

今後、モバイルコンテンツ市場の拡大、競合企業との競争が激化する中で、他社との差別化を図った多様なテストの新規サイト投入、開発中の新規会員獲得手法の実施、また、積極的な退会抑止策の開発及び実施、さらに、優秀なクリエイターを確保することによる質の高いコンテンツ提供等に努め、新たなターゲット層の会員獲得を図ってまいります。

モバイルイノベーション事業

モバイルイノベーション事業におきましては、前連結会計年度からの継続した受託売上を中心に、売上高は21,883千円（前年同四半期比31.4%減）、営業損失は15,891千円（前年同四半期は営業損失4,826千円）となりました。

当第1四半期連結会計期間におきましては、受託ビジネスの拡大を図るべく、引き続き積極的な営業活動を行っております。また、前期から継続している海外へのコンテンツ提供等も進めてまいりました。さらに、コスト削減による収益構造の見直しを図りながら、効果的にCREPOS登録クリエイターの活用等を行い事業展開してまいりました。

今後は、更なる受託ビジネスの拡大と売上高増加を目指し、また、これまで蓄積し続けたコンテンツのライセンス提供を積極的に進め、モバイルコンテンツ事業で培ったノウハウ等を有効活用しながら事業展開してまいります。

Eコマース事業

Eコマース事業におきましては、モバイルコンテンツ事業の会員をEコマース事業へ送客しながらケータイギフトサービスを幅広く展開するために、平成21年4月に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに公式サイトとして「デコメd eギフト」をオープンし、売上高増加と会員の獲得に努めてまいりました。また、平成21年4月に完全子会社化した株式会社日本インターシステムでは、強みであるマーケティング力等を最大限に活用し、積極的な事業展開を行ってまいりました。

以上の結果、売上高は420,813千円（前年同四半期は100千円）、営業損失は17,062千円（前年同四半期は営業損失34,629千円）となりました。

今後、ケータイギフトサービスでは、今まで以上に「新しいギフトの形に感動を添えるサービス」の提供に努めてまいります。

(2) 財政状態の分析

流動資産は、前連結会計年度末に比べて46,882千円（3.7%）増加し、1,315,801千円となりました。これは主として、売掛金の減少43,243千円、有価証券の増加97,495千円によるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて34,947千円（6.5%）増加し、568,974千円となりました。これは主として、子会社株式の追加取得によるのれんの増加24,629千円、敷金の差入等による投資その他の資産の増加26,507千円によるものであります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて81,829千円（4.5%）増加し、1,884,776千円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて72,539千円（13.0%）増加し、628,666千円となりました。これは主として、短期借入金の増加50,000千円、1年内返済予定の長期借入金の増加30,837千円によるものであります。

固定負債は、66,664千円となりました。これは、長期借入金の増加によるものであります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて139,203千円（25.0%）増加し、695,330千円となりました。

純資産は、前連結会計年度末に比べて57,373千円(4.6%)減少し、1,189,445千円となりました。これは主として、株式会社日本インターシステムを完全子会社化したことによる少数株主持分の減少38,221千円、四半期純損失の計上による利益剰余金の減少19,388千円によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末に比べて1,178千円増加し、当第1四半期連結会計期間末には433,389千円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、前年同四半期と比較して22,513千円減少し、55,811千円となりました。

これは主として、売上債権の減少額43,243千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、前年同四半期と比較して157,026千円増加し、201,594千円となりました。

これは主として、有価証券の取得による支出96,767千円、子会社株式の取得による支出72,500千円、敷金の差入による支出56,286千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、146,962千円(前年同四半期は7,760千円の支出)となりました。

これは主として、短期借入金の純増加額50,000千円、長期借入れによる収入100,000千円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間において実施した研究開発活動はございません。

今後におきましては、当社グループの企業価値の向上に高い効果をもたらすサービスの研究開発、また、新技術への対応を行ってまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

なお、当社は、平成21年9月に本社移転を、平成21年11月に東京支店移転を予定しております。移転に伴う除却予定の建物等につきましては、当第1四半期連結会計期間において耐用年数の短縮による固定資産臨時償却費を特別損失に計上しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,840
計	90,840

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,744	22,758	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー・マー ケット「ヘラクレス」)	単元株制度を 採用しており ません。
計	22,744	22,758		

(注) 提出日現在発行数には、平成21年8月1日から本書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成18年11月7日の株式分割(1:2)の効力発生により、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されており、以下は調整後の内容となっております。

平成13年改正旧商法に基づく新株予約権

第1回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	62
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	124
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年2月1日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

a 期間

上場日より2年経過した日からとする。

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない、新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

第2回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	16
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成18年2月3日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

・ a 期間

上場日より半年経過した日から、上場日より2年経過する日まで

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権数の2分の1まで(小数点1位以下は切り上げ)。ただし、当該上限個数が1個未満のときは1個まで。

・ a 期間

上場日より2年経過した日から上場日より5年経過する日まで

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

なお、平成18年10月26日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議において、新株予約権の行使条件における「期間」及び「権利行使可能な新株予約権数の上限」を、それぞれ「平成18年10月26日以降」及び「割当を受けた新株予約権のすべて」に変更しております。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

第3回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	31
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	62
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年2月1日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

a 期間

上場日より2年経過した日からとする。

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

第4回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成18年2月3日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

a 期間

上場日より半年経過した日から、上場日より2年経過する日まで

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権数の2分の1まで(小数点1位以下は切り上げ)。ただし、当該上限個数が1個未満のときは1個まで。

a 期間

上場日より2年経過した日から上場日より5年経過する日まで

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

会社法に基づく新株予約権

第5回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	17
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,500 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年9月1日 至平成28年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,500 資本組入額 17,750
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額35,500円(以下「行使価額」という。)に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記行使金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

また、調整前行使金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

a 期間

上場日より2年経過した日からとする。

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

第6回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,195 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年7月26日 至平成24年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,195 資本組入額 39,098
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。

2 新株予約権の1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額78,195円(以下「行使価額」という。)に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

- 3 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。
新株予約権者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。
この他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
- 4 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 5 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ト 新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
 - チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
以下に準じて決定する。
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

第7回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	105
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	105 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,195 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年7月26日 至平成24年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,195 資本組入額 39,098
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。

2 新株予約権の1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額78,195円(以下「行使価額」という。)に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行前の株価}}{\text{新規発行株式数}}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

3 本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。

この他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

4 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

5 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- 八 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- 二 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ト 新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
以下に準じて決定する。
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

第8回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,195 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年7月26日 至平成24年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,195 資本組入額 39,098
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。

2 新株予約権の1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額78,195円（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

- 3 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。
新株予約権者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。
この他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
- 4 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 5 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ト 新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
 - チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
以下に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日(注)	4	22,744	71	458,159	71	448,159

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 992		
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,748	21,748	
単元未満株式			
発行済株式総数	22,740		
総株主の議決権		21,748	

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイフリーク	福岡県福岡市中央区大名 2丁目4番22号	992		992	4.36
計		992		992	4.36

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	50,500	55,000	70,500
最低(円)	30,000	40,000	55,100

(注) 株価は、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	433,389	432,210
売掛金	656,887	700,131
有価証券	97,495	-
商品	91,358	94,763
仕掛品	90	727
繰延税金資産	14,643	14,643
その他	34,723	36,900
貸倒引当金	12,787	10,458
流動資産合計	1,315,801	1,268,919
固定資産		
有形固定資産	43,379	59,589
無形固定資産		
のれん	159,510	134,880
ソフトウェア	111,519	104,084
その他	1,850	9,266
無形固定資産合計	272,880	248,231
投資その他の資産	252,714	226,206
固定資産合計	568,974	534,027
資産合計	1,884,776	1,802,946
負債の部		
流動負債		
買掛金	129,965	137,234
短期借入金	250,000	200,000
1年内返済予定の長期借入金	36,680	5,843
未払金	151,860	133,924
未払法人税等	11,021	12,740
賞与引当金	5,553	2,593
ポイント引当金	11,621	24,873
その他	31,963	38,917
流動負債合計	628,666	556,126
固定負債		
長期借入金	66,664	-
固定負債合計	66,664	-
負債合計	695,330	556,126

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	458,159	458,088
資本剰余金	448,159	448,088
利益剰余金	322,629	342,017
自己株式	46,012	46,012
株主資本合計	1,182,935	1,202,181
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	931
評価・換算差額等合計	-	931
新株予約権	6,510	5,483
少数株主持分	-	38,221
純資産合計	1,189,445	1,246,819
負債純資産合計	1,884,776	1,802,946

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	487,550	914,923
売上原価	174,214	442,317
売上総利益	313,336	472,605
販売費及び一般管理費	1 253,053	1 488,567
営業利益又は営業損失()	60,283	15,962
営業外収益		
受取利息	598	2,133
受取配当金	-	3,948
その他	4	1,334
営業外収益合計	603	7,416
営業外費用		
支払利息	394	702
持分法による投資損失	12,381	-
その他	-	55
営業外費用合計	12,776	757
経常利益又は経常損失()	48,110	9,303
特別利益		
ポイント引当金戻入額	-	13,251
特別利益合計	-	13,251
特別損失		
固定資産臨時償却費	-	11,816
特別損失合計	-	11,816
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	48,110	7,868
法人税等	40,572	11,520
四半期純利益又は四半期純損失()	7,537	19,388

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	48,110	7,868
減価償却費	24,147	15,723
のれん償却額	-	9,648
貸倒引当金の増減額(は減少)	244	2,328
賞与引当金の増減額(は減少)	17,357	2,959
ポイント引当金の増減額(は減少)	-	13,251
持分法による投資損益(は益)	12,381	-
固定資産臨時償却費	-	11,816
売上債権の増減額(は増加)	77,208	43,243
たな卸資産の増減額(は増加)	5,949	3,210
仕入債務の増減額(は減少)	13,048	7,268
未払金の増減額(は減少)	14,421	17,936
未払消費税等の増減額(は減少)	1,602	2,562
その他	3,435	6,950
小計	176,218	68,966
法人税等の支払額	97,893	13,155
営業活動によるキャッシュ・フロー	78,325	55,811
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	-	96,767
有形固定資産の取得による支出	7,235	1,090
無形固定資産の取得による支出	8,265	10,259
投資有価証券の売却による収入	-	29,311
子会社株式の取得による支出	-	72,500
関係会社株式の取得による支出	40,000	-
貸付金の回収による収入	10,500	-
敷金の差入による支出	-	56,286
その他	431	5,996
投資活動によるキャッシュ・フロー	44,568	201,594
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	50,000
長期借入れによる収入	-	100,000
長期借入金の返済による支出	7,499	2,499
ストックオプションの行使による収入	10	21
利息の支払額	272	560
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,760	146,962
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	25,995	1,178
現金及び現金同等物の期首残高	714,141	432,210
現金及び現金同等物の四半期末残高	740,137	433,389

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1 固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2 繰延税金資産の回収可能性の判断 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1 税金費用の計算 税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 94,786千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 77,486千円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1 販売費及び一般管理費の主要項目	1 販売費及び一般管理費の主要項目
広告宣伝費 83,830千円	広告宣伝費 197,908千円
支払手数料 39,170千円	支払手数料 44,026千円
給料及び手当 42,347千円	給料及び手当 84,691千円
賞与引当金繰入額 9,233千円	貸倒引当金繰入額 7,674千円
	賞与引当金繰入額 2,959千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表の現金及び預金勘定の金額は一致しております。	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 同左

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	22,744

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	992

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内容	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末 残高(千円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権			6,510
合計				6,510

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

企業集団の事業の運営において重要な有価証券はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

- 1 スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
当第1四半期連結財務諸表への影響額に重要性があるものではありません。
- 2 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。
- 3 当第1四半期連結会計期間におけるストック・オプションの条件変更
該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	モバイルコンテンツ事業 (千円)	モバイルイノベーション 事業(千円)	Eコマース 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	455,566	31,883	100	487,550	-	487,550
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	1,288	-	1,288	(1,288)	-
計	455,566	33,171	100	488,839	(1,288)	487,550
営業利益又は営業損失()	99,439	4,826	34,629	59,983	300	60,283

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分に属する主要な品目

(1) モバイルコンテンツ事業：モバイルコンテンツ公式サイトの企画運営。

(2) モバイルイノベーション事業：企業向けモバイルソリューションサービスの提供。

(3) Eコマース事業：電子カタログギフトサイトの企画運営。

3 事業名称の変更

平成20年4月の組織変更により事業部門の名称を変更したことに伴い、事業の種類別セグメントの名称を、従来の「モバイルマーケティング事業」から「モバイルイノベーション事業」に変更しております。変更は名称のみであり、これによる事業の種類別セグメント情報の損益に与える影響はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	モバイルコンテンツ事業 (千円)	モバイルイノベーション 事業(千円)	Eコマース 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	472,226	21,883	420,813	914,923	-	914,923
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	3,009	-	3,009	(3,009)	-
計	472,226	24,892	420,813	917,932	(3,009)	914,923
営業利益又は営業損失()	15,791	15,891	17,062	17,162	1,200	15,962

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分に属する主要な品目

(1) モバイルコンテンツ事業：モバイルコンテンツ公式サイトの企画運営。

(2) モバイルイノベーション事業：企業向けモバイルソリューションサービスの提供。

(3) Eコマース事業：電子カタログギフトサイトの企画運営、モバイルコマース構築・運営システムのサービス提供

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外売上高がないため、記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	54,382円84銭	1株当たり純資産額	55,320円66銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,189,445	1,246,819
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	6,510	43,705
(うち新株予約権)	(6,510)	(5,483)
(うち少数株主持分)	(-)	(38,221)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(千円)	1,182,935	1,203,113
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(株)	21,752	21,748

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	331円79銭	1株当たり四半期純損失()	891円34銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	327円44銭	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益又は四半期純損失		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 又は四半期純損失()(千円)	7,537	19,388
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失()(千円)	7,537	19,388
普通株式の期中平均株式数(株)	22,718	21,752
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	302	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		第6回新株予約権(200個)、 第7回新株予約権(105個)、 第8回新株予約権(5個) この概要は、「第4 提出 会社の状況 1 株式等の状 況 (2) 新株予約権等の状 況」に記載のとおりであり ます。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
1 新株予約権の付与	
(1) 第9回新株予約権	
平成21年6月25日開催の定時株主総会及び同日開催の取締役会の決議ならびに平成21年7月22日開催の取締役会の決議に基づき、平成21年7月27日付で、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役に対してストックオプションとして第9回新株予約権を付与いたしました。	
新株予約権の数	100個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 100株
行使時の払込金額	1円
行使期間	自平成24年7月28日至平成26年7月27日
付与対象者	当社取締役 3名

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月11日

株式会社アイフリーク
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 筆 野 力
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原 田 清 朗
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフリークの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイフリーク及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象1に記載されているとおり、会社は、平成20年7月25日付で、会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして新株予約権を付与している。

重要な後発事象2に記載されているとおり、会社は、平成20年7月29日付で、株式会社日本インターシステムの株式を取得し、子会社としている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月12日

株式会社アイフリーク
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 筆 野 力
業務執行社員

指定社員 公認会計士 轟 芳 英
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフリークの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイフリーク及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年7月27日付で、会社の取締役に対してストックオプションとして新株予約権を付与している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。